

令和 8 年 7 月 19 日

調 査・研 修 報 告 書（議員用）

報告者： 谷口 隆明

実施場所：大阪市中央公会堂 エル・おおさか	実施日：令和 8 年 7 月 11 日～12 日
■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など） ・憲法と地方自治法に基づき、団体自治と住民自治に依拠した自治体運営で、地域から平和を守り、市民生活を向上させ、地域経済を活性化させる方途を学ぶこと。 ・交通権が保障された地域交通の確立で誰もが安心して暮らせる地域づくりについて全国の先進例を学び、庄原市の地域交通政策に反映させること。	
■参考とすべき事項 (1) 憲法に基づく自治体運営の今日的課題（奈良女子大学名誉教授 中山徹氏の記念講演） ・地域の平和と安全が、市民生活、地域経済の大前提。戦争できる国づくりに反対し、平和を守る先頭に立つ。 ・国に対して、医療と福祉政策の充実を求めるとともに、可能な限り自治体独自施策で地域医療や福祉を守ることが大切。 ・地域経済の活性化を進める主体は市町村であり、循環型の地域経済を創出すること。 ・公共が担ってきたサービスを民間に委託することが正しいのか、財政が厳しくても公共が担うべき分野には責任を持つこと。窓口業務の民間委託を直営に戻す伊賀市の取り組み。 (2) 憲法と地方自治をいかし、交通権が保障される地域交通を考える（愛知大学地域政策学センター研究員 可児紀夫氏） ・交通は、人と人との交流を本質として、人間社会を根底で支える基本的な人権。 ・住民の命と暮らしを守る地域交通の先進例を学んだ。 岐阜市；住民の自治と行政との協同で市内 23 の生活圏域にコミュニティバスを実現 木曽町；公共交通は末づくりの土台。山村に住む一人ひとりの命と暮らしを守る理念のもと生活交通システムの確立。 松本市；自治体が路線、ダイヤ、運行方法、運賃などをマネジメントし、交通事業者が運行を担う公設民営方式のかくりつで利便性の向上。 倉吉市；再生可能エネルギーを活用した新電力による収益を交通事業者に補填するドイツ型のシュタットベルケが始まっている。	

■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

- （1）「住民福祉の増進を図ることを基本」とする自治体の役割を再認識して行政運営を行うこと。
- （2）行政が責任を持って行うべきものは行政が行うこととし、民間や地域にゆだねるにしても単に「丸投げ」になっていないか十分な検証を行うこと（伊賀市の例）。
- （3）長野県木曽町の乗り合いタクシー（デマンド）事業や福祉乗り合いタクシー事業、さらにスクールバスとの混乗路線の確立など、中山間地での地域交通の確立に参考とすべきと受け止めた。